

# 総務教育常任委員会資料

(令和3年5月21日)

## 【件名】

- ・「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の策定について  
(教育人材開発課) ..... 2
- ・鳥取県夜間中学設置検討委員会(第2回)の開催結果について(小中学校課) ..... 12
- ・令和2年度学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について  
(体育保健課) ..... 18

教育委員会

## 「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の策定について

令和3年5月21日  
教育人材開発課  
体育保健課

教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進のため平成30年3月に「学校業務カイゼンプラン」を策定し、計画期間の3年間（H30.4～R3.3）、学校現場における働き方改革に取り組んできたところであり、時間外業務時間の削減、月80時間以上の長時間勤務者が半減するなどの一定の成果が得られた。

一方、令和2年1月に文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、服務監督権者である各教育委員会において、それを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定したがその達成に至っておらず、より一層の働き方改革の推進が必要であることから、これまでの成果と課題を踏まえた新たな「学校業務カイゼンプラン」（以下「新カイゼンプラン」）を策定した。

### 1 学校業務カイゼンプラン（H30.4～R3.3）の成果

(1) 月一人当たりの時間外業務時間（市町村(学校組合)立学校は9月実績、県立学校は年間平均）

校種	計画目標	H29	H30	R1	R2	達成状況
小学校	対 H30年度比 △16.7%	—	35.9H	37.2H	33.3H (△7.3%)	未達成
中学校		—	46.1H	45.2H	38.2H (△17.0%)	達成
義務教育学校	対 H29年度比 △25%	—	42.1H	43.0H	39.5H (△6.2%)	未達成
高等学校		26.8H	24.9H	21.4H	14.7H (△45.2%)	達成
特別支援学校		13.3H	13.0H	11.5H	10.3H (△22.7%)	ほぼ達成

(2) 長時間勤務者（市町村(学校組合)立学校は9月実績、県立学校は年間平均）

校種	計画目標	月45時間超人数				(参考)月80時間超人数			
		R1	(割合)	R2	(割合)	R1	(割合)	R2	(割合)
小学校	月45時間、 年間360時間を 超える長時間 勤務者の解消	809.0人	(37.1%)	644.0人	(27.1%)	64.0人	(2.9%)	28.0人	(1.2%)
中学校		623.0人	(48.8%)	477.0人	(35.3%)	147.0人	(11.5%)	58.0人	(4.3%)
義務教育学校		33.0人	(47.8%)	40.0人	(36.3%)	6.0人	(8.7%)	3.0人	(2.7%)
高等学校		242.6人	(18.1%)	53.7人	(4.2%)	39.4人	(2.9%)	2.0人	(0.2%)
特別支援学校		17.0人	(2.3%)	5.8人	(0.8%)	0.2人	(0.03%)	0.0人	(0.0%)

### 2 新カイゼンプランの概要

(1) 目的

教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。

(2) 計画期間

3年間（令和3年度～令和5年度）

(3) 目標

時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消

(4) 重点取組事項

取組内容の中の3項目を重点取組事項とし、計画期間中、特に取組を強化。

① ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

GIGAスクール構想が進む中、本県で導入された共通学習用ツール等を教員の働き方改革にも活用し、国の押印廃止の動きとも併せ、連絡手段等のデジタル化、業務効率化を進める。

② 学校及び教員が担う業務の明確化

平成31年1月に、中央教育審議会答申で示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方」を参考とし、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか」といった観点から、業務の担い手について検討を行う。

③ 部活動の地域移行の検討

文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、部活動の地域移行に向けた検討を行っていく。

# 新 鳥取県教育委員会 学校業務 カイゼンプラン

～ 前例を見直そう！

「そもそも」学校や教員の業務とは？ ～

令和3年4月

鳥取県教育委員会

# 新 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼンプラン

～ 前例を見直そう！「そもそも」学校や教員の業務とは？ ～

学校や子どもたちをとりまく教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加し、教職員の時間外業務が常態化する中、教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの教育活動を充実させるために、県教育委員会では「学校業務カイゼンプラン」を平成30年3月に策定し、削減目標を掲げて学校現場の働き方改革に取り組んできたところであり、「複数の校種で月当たりの時間外業務時間が、平成29年度比25%減を達成」「全校種で月80時間以上の長時間勤務者が半減」するなど、一定の成果を得たところです。

一方、文部科学省が時間外業務時間を月45時間以内、年間360時間以内とする指針を告示し、鳥取県でもそれを踏まえた上限時間を定める規則や方針を策定したところです。「学校業務カイゼンプラン」策定時の平成29年度と比較して、教職員の時間外業務の状況は改善されていますが、より一層働き方改革を進めていく必要があります。

上限方針の達成に向けては、新たな視点、要素による業務カイゼンによる構造的な改革を進めていくことが必要です。そのためには、日々の業務において「そもそも」をキーワードに前例にとらわれない発想を持って進めていくことが重要です。

## 「そもそも」その業務は必要???

- ・「昨年度もやっていたから…」という理由で、漫然と行っている業務がないでしょうか？本来、業務として行うものには、根拠や意義があるはずですが、従来は意義があったものでも、時代や環境の変化によりその意義が失われた、変化したものもあるでしょう。教育環境が多様化、複雑化するとともに、学校に求められる教育課題が増加する中、逆に従来業務を見直し、場合によっては廃止していくことも重要です。
- ・このことは学校だけでなく、事務部局各所属にも必要な視点です。事務部局各所属学校に依頼する業務や学校に関する事業内容の一層の見直しを進めていかなければ、真の学校の働き方改革はつながりません。

## 「そもそも」学校（教員）が行わなければいけない業務???

- ・学校がすべてを担う必要はありません。家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立つことが必要です。教育委員会と学校が連携しながら、従来学校が行っていた業務の担い手を確保するとともに、保護者や地域との適切な役割分担を図っていくことが必要です。
- ・学校が行う業務すべてを教員が担う必要はありません。現在、教員が行っている業務の中には、「調査・統計への回答」など必ずしも教員が担う必要のない業務もあるでしょう。事務処理の効率化を図った上で、事務職員の学校運営への支援参画の拡大等を積極的に進めていくことも必要です。

## 「そもそも」書面でやりとりしないといけないもの???

- ・各学校では、これまでの慣例に倣って、保護者等の確認を得ることなどを目的に、多岐に渡って保護者等に押印等を伴う手続きを求めています。このことは、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化への移行を妨げる要因にもなっていました。
- ・令和2年10月に、文部科学省から、押印の廃止や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進するよう通知がありました。また、全公立学校で共通用学習ツール「Google Workspace」が導入されるなど、連絡手段のデジタル化を推進する環境が整備されつつあります。
- ・教員業務アシスタントを配置している学校の多くでは、「印刷業務」を教員業務アシスタントに依頼しています。「印刷業務」そのものの削減が図られることで、教員業務アシスタントに別の業務を依頼することが可能になるなど、教員の働き方改革に向けた副次的効果も期待できます。

## 目的

教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。

- ※ 「児童生徒のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方により、教員が疲弊していくのであれば、児童生徒のためにはならない。
- ※ 学校教育の高い成果が、教員の長時間にわたる献身的な取組の結果によるものであれば、持続可能なものとは言えず、意欲と能力のある人材が教員を志さなくなる。

## 目標

時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消

（参考）令和2年度の1月当たり月45時間超の時間外業務を行った者の実績（人数、全教職員に占める割合）

校種	人数	(1校あたり)	割合
小学校	644.0人	(5.5人)	27.1%
中学校	477.0人	(9.2人)	35.3%
義務教育学校	40.0人	(10.0人)	36.3%
高等学校	53.7人	(2.2人)	4.2%
特別支援学校	5.8人	(0.7人)	0.8%

〔市町村立学校：9月分実績〕  
〔県立学校：年間平均〕

## 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容

学校業務カイゼンプランにおいては、以下のような取組を柱に、学校業務カイゼン活動を進めていくこととします。

### 1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備

#### ① 取組推進体制の整備

- ・外部有識者や全校種の校長、市町村教育委員会の代表を委員に含めた「学校業務カイゼン活動推進検討会」において、国の動き等を踏まえつつ、校長会や教育長会とも連携を図りながら、具体的な取組内容や推進体制等について、全県的な視点で検討します。

#### ② 管理職員の時間管理意識の向上

- ・管理職員向け研修の開催や、新任校長研修等管理職員等に対する研修会等において、学校現場への働き方改革の推進に向けた研修を行います。

#### ③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し

- ・学校に対する調査の調査項目の削減、全校調査から抽出調査へ変更などの見直しを行います。
- ・教育委員会主催の会議の必要性の再点検、複数の研修の統合、オンラインの活用（ICTを活用した合理化）などの見直しを行います。
- ・学校現場での業務適正化に向け、学校に依頼する業務や学校に關係する事業内容の一層の見直しが行えるよう、教育委員会事務局職員のより一層の意識向上を図ります。
- ・首長部局・関係団体から学校に依頼される調査等について、実態把握・検討の上、精選・簡素化が図られるよう働きかけを行います。

#### ④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開

- ・業務削減効果の大きな優良事例を収集し、全県展開を行います。

#### ⑤ 長時間勤務者の解消に向けた取組

- ・出勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システムにより把握し、教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に計測します。
- ・時間外業務時間が月45時間、年360時間（月平均30時間相当）を超える長時間勤務者の把握を適切に行い、月80時間を超える長時間勤務者に対する産業医又は健康管理担当医による面接指導を実施します。
- ・教育職員の時間外業務時間が上限時間を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うなど長時間勤務解消のための対策に取り組みます。

#### ⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上

- ・「帰らぬDay」（定時退勤日）や、会議や研修、部活動のない一斉退勤日を校内で設定し、早期退勤に関する取組を徹底します。
- ・学校における業務削減の意識を高め、休暇を取得しやすい環境を整備する取組の一環として、夏季休業中に対外業務を行わない日（対外業務停止日）を設定します。また、家庭及び地域における体験的活動その他の学習活動のための休業日（体験的学習活動等休業日）の導入を検討します。

## 2. 教員以外の人材の活用、配置

### ① 学校及び教員が担う業務の明確化

- 平成31年1月に中央教育審議会答申で示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方」を参考とし、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか」といった観点から、その業務の担い手について検討を行います。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整  ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤ 調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動 (部活動指導員等)  ※ 部活動の設置・運営は法令上の業務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨ 給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

- 教員の働き方改革を進めるに当たり保護者、地域に理解・協力いただくため、積極的な広報活動を行います。
- P T A協議会をはじめとした関係団体との意見交換も行いながら、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）などを活用しつつ、保護者や地域との適切な役割分担を進めます。

### ② 学校事務職員の校務運営への参画の推進

- 法制化された学校共同事務室の活用や、各種システムの導入等により事務処理の効率化を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めます。

### ③ 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減、役割の明確化

- 授業準備や印刷業務など、教員の事務的業務をサポートする会計年度任用職員を配置し、教員の事務負担を軽減します。
- 教員業務アシスタント配置期間中、外部講師の指導も受けながら構造的な業務削減を進めます。
- 配置校の実績を検証・分析することにより、教員業務アシスタントの配置目的・活用効果が高い業務を明確化・類型化するとともに、目的に応じた人材確保・配置を行います。

### ④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用

- 部活動を要因とする長時間勤務者の負担軽減のため、部活動の単独指導・引率が可能な部活動指導員を配置します。
- 地域人材等を活用して部活動における外部指導者の確保に努めるとともに、単独指導の実施のための課題整理など、より有効な活用方法について検討していきます。

### 3. 業務の見直し・削減

- ① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌見直し等）
  - ・2①の視点を踏まえ、教職員が担う業務の削減に向けて、そもそもの必要性が低下し、慣習的に行われている学校行事・校内研究会等を抜本的に見直すとともに、早期の計画立案等による組織的な運営や、会議の集約化・会議時間の上限設定、外部委託を行うなど、効率化を図ります。
  - ・各教職員の時間外業務の状況等も勘案しながら、毎年度校務分掌の整理・統合等の見直しを行い、業務の削減・効率化及び業務量の平準化を図ります。
- ② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進
  - ・平成30年度から県内全ての市町村立学校で導入された学校業務支援システムや業務でのクラウドサービスの活用を促進し、業務の効率化を進めます。
  - ・各種配付文書、アンケート・調査など校務や学校運営で活用できる共通学習用ツール（Google Workspace）の利用を推進し、業務効率化を進めます。
  - ・押印の省略や学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を進め、迅速な情報共有を実現するとともに、学校・保護者等双方の負担軽減を図ります。
- ③ 勤務時間外の連絡対応等の体制整備
  - ・外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務等を行うことがないように、緊急時の連絡方法を確保した上で、勤務時間外における外部からの電話等の対応を基本的に行わない取組（留守番電話の設定（録音機能の有無を問わない）、メールによる連絡対応の体制整備等）を実施します。
- ④ 教職員の業務カイゼンへの参画
  - ・管理職だけでなく、教職員一人ひとりが業務カイゼンに取り組むよう、教職員に対する研修など意識醸成の場を設定します。
  - ・管理職が、校内において教職員間で業務の在り方や見直しなどについて改善策を議論する場を設定します。
  - ・こうした取組を進めるため、衛生委員会の積極的な活用を進めます。

### 4. 部活動の在り方の見直し

- ① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底
  - ・関係競技団体等の協力も得ながら、全県的に部活動休養日の取組を徹底します。
    - 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ）
      - ：週2日（平日少なくとも1日、土日のうち少なくともいずれか1日）
    - 高等学校：原則週1日以上（土日のうちいずれか1日）
  - ・1日の活動時間は、中学校については、長くとも平日2時間程度、休日3時間程度、高等学校については、原則として、長くとも平日3時間程度、休日4時間程度の活動を限度とします。
    - ※特別支援学校の中学部、高等部についても同様とします。
- ② 部活動指導者研修会の開催
  - ・部活動の在り方や効率的・効果的な指導方法について、全国の先進事例等を元にした研修会を開催します。
- ③ 部活動の地域移行の検討
  - ・文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、運動部活動の地域移行に向けた検討及びモデル事業を実施します。

## <参 考>

このたび策定した学校業務カイゼンプランのほかに、これまで作成した手引き、アクションプラン等を併せて活用しながら、取組を進めていきます。

- 「学校カイゼン活動の手引き」

学校改善モデル校として平成26年度に取組を実施した県立学校におけるカイゼン事例を元に作成（平成27年5月）。

- 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、運動部活動が生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成30年12月）。

- 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、文化部活動が生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し策定（平成31年3月）。

- 「県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」

令和2年1月に文部科学省が告示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、令和2年3月に県教育委員会が策定した「県立学校の教育職員の業務量等に関する規則」に基づき、勤務時間の上限に関する方針を策定（令和2年3月）。



# 鳥取県教育委員会 学校業務カイゼン活動 取組内容と取組主体との関係一覧

	学校		地域・保護者
	鳥取県教育委員会 市町村（学校組合）教育委員会	管理職 教職員（管理職以外）	
1. 業務カイゼンを推進するための 枠組みや体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 取組推進体制の整備</li> <li>② 管理職員の時間管理意識の向上</li> <li>③ 教育委員会等による調査、会議、研修等の見直し</li> <li>④ 県内外の優良取組事例の収集・全県展開</li> <li>⑤ 長時間勤務者の解消に向けた取組</li> <li>⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 取組推進体制の整備</li> <li>② 管理職員の時間管理意識の向上</li> <li>③ 長時間勤務者の解消に向けた取組</li> <li>④ 勤務時間や休日の確保の意識向上</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 勤務時間や休日の確保の意識向上</li> </ol>
	2. 教員以外の人材の活用、配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校及び教員が担う業務の明確化</li> <li>② 学校事務職員の校務運営への参画の推進</li> <li>③ 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減、役割の明確化</li> <li>④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校及び教員が担う業務の明確化</li> <li>② 学校事務職員の校務運営への参画の推進</li> <li>③ 「教員業務アシスタント」による事務業務の軽減、役割の明確化</li> <li>④ 部活動における「部活動指導員」及び「外部指導者」の配置と有効活用</li> </ol>
3. 業務の見直し・削減		<ol style="list-style-type: none"> <li>② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進</li> <li>④ 教職員の業務カイゼンへの参画</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 学校における業務削減・効率化による事務業務短縮（行事・会議・分掌の見直し等）</li> <li>② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進</li> <li>④ 教職員の業務カイゼンへの参画</li> </ol>
	4. 部活動の在り方見直し	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底</li> <li>② 部活動指導者研修会の開催</li> <li>③ 部活動の地域移行の検討</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 部活動休養日、活動時間厳守の徹底</li> <li>③ 部活動の地域移行の検討</li> </ol>

## 新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン 重点取組事項

鳥取県教育委員会では、新 学校業務カイゼンプランにおける取組内容として、4つの取組の柱を挙げているところですが、そのうち、重点取組事項を以下のとおり定め、取組を強化していくこととします。

学校全体で取組を進めていくためには、各教職員が自らの働き方を見直そうとする意識改革が必要であり、そのためには、校長がリーダーシップを発揮し、校内での取組の方向性について職員会議等で共通理解を図るとともに、全教職員が「カイゼン」を自分のこととして考え、カイゼン活動に参画しながら、また、全教職員が取組の成果を感じられるよう、小さなことでも「カイゼン」の成果をフィードバックしながら進めることが重要です。

また、これまでの「カイゼン」により、教職員の時間外業務時間は着実に減少していますが、上限方針に規定し、本カイゼンプランの目標としている「時間外業務月45時間以内、年間360時間以内」を達成するには、これまでの取組に加え、従来からの学校（教員）業務そのものを抜本的に見直すことが必要です。

### 重点取組事項 1

#### 取組3－② ICT等の活用による業務の削減、効率化推進

##### 【令和3年度における具体的取組】

GIGAスクール構想が進む中、本県で導入された共通学習用ツール等を教員の働き方改革にも活用し、国の押印廃止の動きとも併せ、連絡手段等のデジタル化、業務効率化を進めます。

##### 【取組内容】

- ・都市教育長会、町村教育長会及び各校種校長会等による現状及び課題把握
- ・カイゼン活動推進検討会における今後の対応策検討
- ・県教育委員会事務局におけるオンライン会議実施や、文書配布、アンケート・調査へのICT活用の積極的推進

### 重点取組事項 2

#### 取組2－① 学校及び教員が担う業務の明確化

##### 【令和3年度における具体的取組】

平成31年1月に、中央教育審議会答申で示された「これまで学校・教師が担ってきた代表的業務の在り方に関する考え方」を参考とし、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか」といった観点から、その業務の担い手について検討を行います。

##### 【取組内容】

- ・都市教育長会、町村教育長会及び各校種校長会等による現状及び課題把握
- ・カイゼン活動推進検討会における関係団体との意見交換、今後の対応策検討
- ・保護者、地域に理解・協力いただくため、積極的な広報活動
- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等を活用した保護者や地域との適切な役割分担の推進

### 重点取組事項 3

#### 取組 4－③ 部活動の地域移行の検討

##### 【令和3年度における具体的取組】

文部科学省が令和5年度から中学校の休日運動部活動を段階的に地域移行する方向性を示したことを受け、部活動の地域移行に向けた検討を行っていきます。

##### 【取組内容】

- ・国事業を活用し、中学校における運動部活動の地域移行に向けた検討及び地域移行に係るモデル事業を実施します。
- ・文部科学省通知を参考とするとともに、実践研究を行う2市と連携すると共に、関係者を交えた検討の上、教員の地域部活動との兼職兼業に係る考え方を整理します。
- ・令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を見据え、関係団体とも連携の上、地域部活動の運営主体となる担い手の確保等を検討します。

# 鳥取県夜間中学設置検討委員会（第2回）の開催結果について

令和3年5月21日  
小中学校課

- 令和2年度に県立夜間中学に関する新たなニーズ調査を実施したところ、本人121名、支援者等216名から回答があった。
- このたびのアンケート結果を踏まえた県立夜間中学のあり方について検討を行うため、5月13日に第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会を開催した。
- 検討委員会では、不登校の学齢の取扱い、設置場所、県立夜間中学と他機関との連携等にかかる意見が出たところであり、今後、意見を踏まえた県立夜間中学のあり方を検討し、検討委員会等において議論を進める。

## 1 第2回鳥取県夜間中学設置検討委員会の概要

### (1) 趣旨

令和2年12月3日から約3か月にわたり、県立夜間中学の設置について検討するための基礎資料として「鳥取県立夜間中学に関するアンケート」を実施した。これを受け、本県における県立夜間中学の設置に向けた検討課題や開校のために必要な事項に関して専門的な知見を踏まえて具体的に検討する。

(2) 日時 令和3年5月13日（木）午後1時30分から午後3時まで

(3) 場所 鳥取県庁第二庁舎5階第1教育会議室

## 2 報告事項「県立夜間中学に関するアンケートの調査結果について」※詳細は資料1のとおり

ア 回答総数337名（本人121名、支援者・保護者216名）

イ 本人用アンケート121名

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業生	不登校の学齢生徒	その他	未回答	合計
通ってみたい	1	3	19	4	10	0	37
通ってみたいくない	1	0	8	7	11	0	27
分からない	0	2	22	11	21	1	57

ウ 支援者・保護者アンケート216名

・夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか→思いあたる人がいる59件/身近にいる50件

## 3 協議事項「鳥取県で考えられる県立夜間中学の形について」

### (1) 鳥取県立夜間中学の対象者について（県教委提案）

これまで夜間中学設置の検討にあたっては不登校の学齢生徒を対象として検討を行っていたが、アンケート結果や他県の事例をもとに、形式的卒業生や外国籍の方など、学齢期を経過した者であって、中学校における就学の機会が十分に提供されなかった者を対象として検討を行いたい。

不登校の学齢生徒に対しては、義務教育を一義的に所管する市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関等と協働し、学びの保障を含め、既存の不登校対策の検証や支援策の充実を図っていききたい。

その後、不登校特例校等の設置が必要となれば、改めて検討を行う。

### <主な意見>

- ・まずは夜間中学を設置し、学び直しを希望する方の数を増やしていくことが第一である。
- ・夜間中学の対象から不登校の学齢生徒を除くのであれば、夜間中学に代わる学びを保障する仕組みづくりが必要ではないか。
- ・不登校の学齢生徒への支援と夜間中学とを一緒にすると、個別のカリキュラム作成や指導が大変難しい。
- ・対象外にするのであれば不登校特例校の設置が必要になるのではないか。
- ・不登校の学齢生徒については、原籍に在籍したまま、ICT等も活用して体験的に学ぶことができないか。
- ・学齢期の不登校生徒の学びが保障されるのであれば、事務局案で進めてよい。

(2) 設置に向けた具体的検討課題について (県教委提案)

区分	内容
設置場所等	○ 利便性のよい市部を中心に検討 【設置形態】既存施設の空き教室等を活用し、改修を行うとともに、本校のほか分教室（サテライト）設置を必要に応じて検討する。※ただし、本校設置にあわせて全県に授業をオンライン配信するなど、全県における学習保障を行う。
持続可能な運営に関する課題	○ 入学生の継続的な確保及び夜間中学に関する周知の在り方について ○ 日本語指導体制について

<主な意見>

(設置場所等)

- ・利便性がよい場所がよい。駅の近くがよい。
- ・市部に拠点の一つ作って、あとは分教室を置くのがよい。
- ・対象者の近くの学校をサテライトにするのはどうか。
- ・2部制になれば場所はどこであっても可能ではないか。汽車の便がないので、スクールバスを考えたほうがよい。

(持続可能な運営に関する課題)

- ・ハートフルや日本語学校との連携によって解決できる課題がたくさんあるのではないか。
- ・対象者の外国籍の者と日本語学習は切り離せないので、日本語支援や外部との連携をコーディネートできる、日本語教育コーディネーターの配置を検討してほしい。また、ICTの活用を入れてほしい。
- ・編入できる学年、在籍できる年数等の弾力化によって、(夜間中学を)通ってみたい場とするのがよい。
- ・2部制にするのか、分教室をつくるのか、バーチャルにするのか、遠隔でやっても生徒の学習状況を集約できる仕組みを考えないといけない。すべてを求めると先生の手が足りなくなる。
- ・夜間中学には、夜間中学に勤めたい先生に集まってほしい。人事の際に公募するなどしたらよいのではないか。

(3) 県立夜間中学設置に向けたスケジュール案

<主な意見>

年度	区分	取組内容
令和2年度	【STEP 1】 夜間中学の概要決定 及びニーズ把握等	○夜間中学にかかる市町村との意見交換 ○県立夜間中学設置を求める要望書受領 (鳥取県都市教育長会及び鳥取県町村教育長会) ○鳥取県夜間中学設置検討委員会設置及び第1回検討委員会開催 (学校形態(案)、スケジュール等の検討) ○ニーズ調査実施 ○夜間中学広報活動(オンライン活用)
令和3年度		○第2回検討委員会 ○総合教育会議 ○夜間中学シンポジウム(東部会場、西部会場) ○第3回検討委員会(学校形態・設置場所・開設時期等について) ⇒【教育委員会】県立夜間中学にかかる教育委員会案の決定 ○令和4年度予算検討・要求 ⇒【県議会】2月議会・当初予算
令和4年度	【STEP 2】 夜間中学の詳細決定 及び広報活動等	○教育内容等にかかる検討 ・教育課程・就学助成制度適用・生徒数、教職員数等 ○関係条例・規則等の整備 ○県立夜間中学に係る広報、体験会の開催等 ・市町村、住民への広報等 ○施設改修等
令和5年度	【STEP 3】 開校に向けた入学者 受入れ及び授業実施 にかかる準備	○学級編制、教育課程編成等決定 ○教員研修等の実施 ○入学希望者募集開始 ・入学希望者への説明会の開催・入学希望者への面接実施・選考 ○施設設備整備・改修
令和6年度	開校	

- ・アンケート回答において、通ってみたいと回答している方の気持ちを引き続き確認する必要があるのではないか。
- ・県立夜間中学の周知を図るために体験入学なども検討してほしい。どのような学びか分かれば対象者を増やせる。

## 鳥取県立夜間中学等に関するアンケート調査及び調査結果の概要

令和 3 年 3 月 31 日集計時点

小中学校課

## 1 調査概要

## (1) 調査の対象及び内容

鳥取県内在住の、①義務教育未修了者、②外国籍の者、③入学希望既卒者④不登校となっている学齢生徒、上記①から④に対する支援者・保護者等を対象に、①本人用、②支援者・保護者用の 2 種類のアンケートを用意し、調査を実施(調査期間:令和 2 年 1 2 月 3 日から令和 3 年 2 月 2 6 日まで)。

## 【本人用アンケート】

日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ベトナム語の 6 種類の言語で、年齢・国籍・居住地等の属性を尋ねた上で、県立夜間中学が設置された場合の通学希望や、通学するとした場合の県立夜間中学の形態、通学可能な時間帯等を尋ねる内容のアンケートを作成。鳥取県電子申請サービスと紙媒体による 2 通りで実施。

## 【支援者・保護者用アンケート】

周りに夜間中学のことを知らせたい人がいるかどうか等を尋ねる内容の支援者・保護者用アンケートを作成。とっとり電子申請サービスと紙媒体による 2 通りで実施。

## (2) 調査方法

多くの方から回答が得られるよう、関係する支援者(団体)の掘り起こし・訪問を行い、アンケート調査が入学対象者に届くようにするとともに、多くの方が回答しやすいよう、電子アンケート(県電子申請サービス)を活用し、新聞広告に QR コードを添付したり、SNS で周知を図ったりするなどの工夫を行った。

- ・支援団体等を訪問しての調査回答依頼(24 施設、延べ 30 回訪問)
- ・アンケート配架(依頼)(246 施設)
- ・SNS 広告(929 万回の表示回数、1.1 万回のリンククリック)※広報課事業
- ・新聞広告(令和 2 年 1 2 月 1 2 日(土) 日本海新聞)※広報課事業

## 2 回収件数

回答総数 337 名(本人 121 名、支援者・保護者 216 名)

## 【本人用アンケート】

121 件(とっとり電子申請サービスによる回答:73 件、紙媒体による回答:48 件)

<回答者の属性>

①義務教育未修了者 2 件、②外国籍の者 5 件、③入学希望既卒者 50 件、④不登校となっている学齢生徒 22 件、①から④に該当しない者 41 件、回答なし 1 件

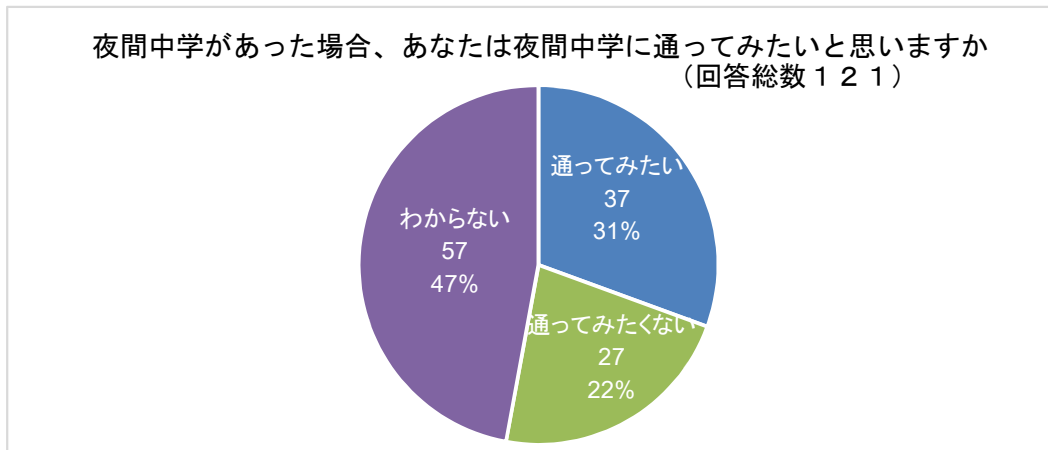
## 【支援者・保護者用アンケート】

216 件(とっとり電子申請サービスによる回答:99 件、紙媒体による回答:117 件)

### 3 アンケート結果の概要

#### (1) 本人用調査

本人用調査の回答121件のうち、37件(31%)が「夜間中学があった場合、通ってみたい」という回答。



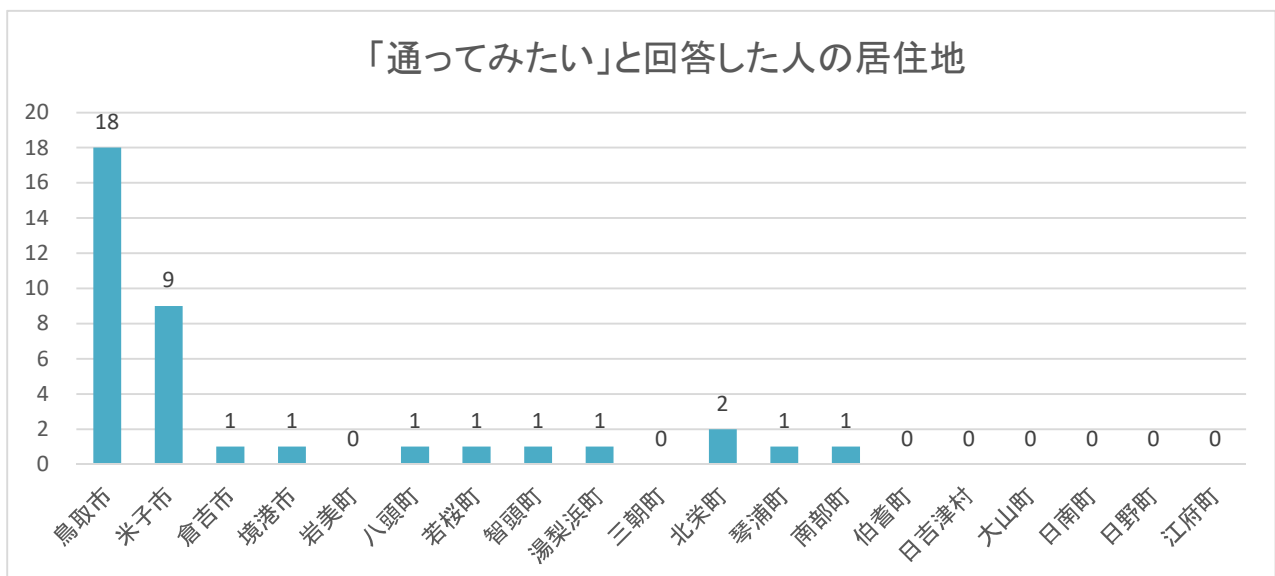
#### <「通ってみたい」と回答した人の属性>

区分	義務教育未修了者	外国籍の者	形式的卒業者	不登校の学齢生徒	その他	未回答	合計
通ってみたい	1	3	19	4	10	0	37
通ってみたいくない	1	0	8	7	11	0	27
分からない	0	2	22	11	21	1	57

- ・義務教育未修了者1名(鳥取市)
- ・外国籍の者3名(鳥取市1、米子市1、境港市1)
- ・形式的卒業の者19名(鳥取市9、米子市4、倉吉市1、八頭町1、智頭町1、北栄町1、琴浦町1、南部町1)
- ・学齢期の不登校の者4名(鳥取市1、米子市1、若桜町1、湯梨浜町1)
- ・選択肢にあてはまるものがない者10名(鳥取市6、米子市3、北栄町1)

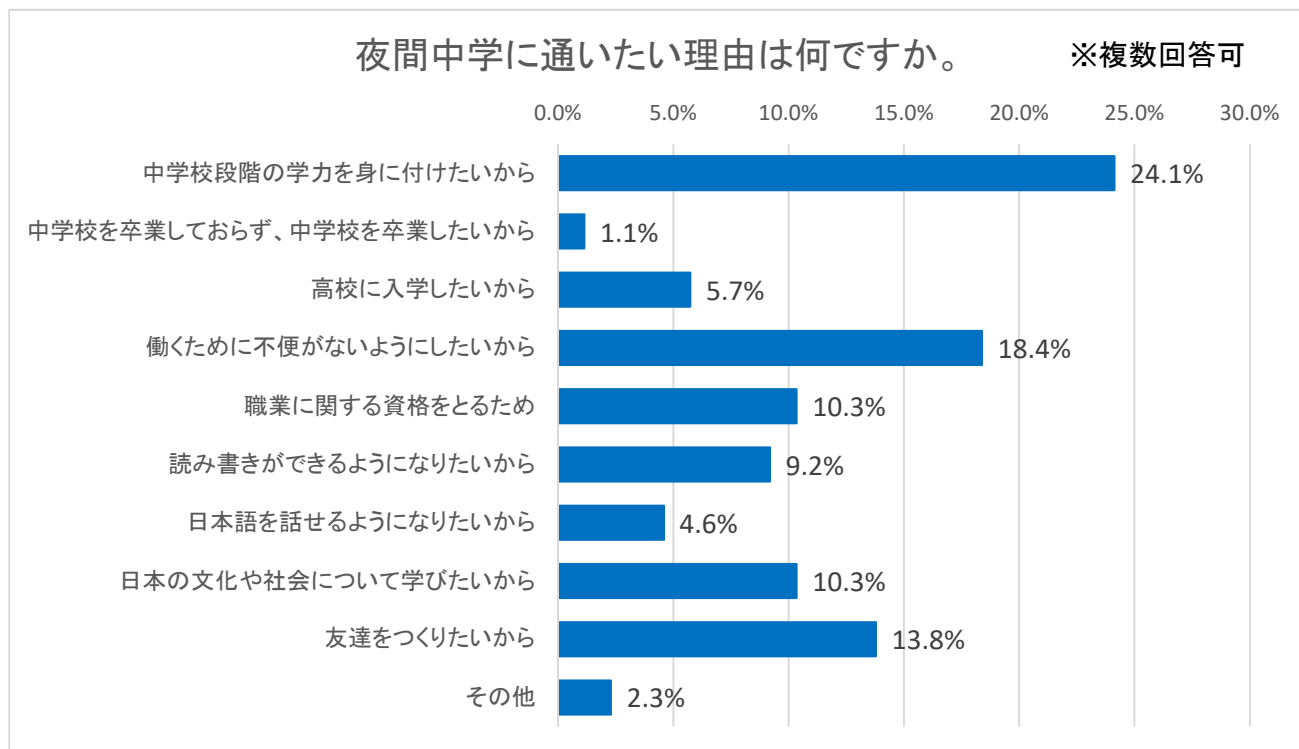
・

#### <「通ってみたい」と回答した人の居住地>



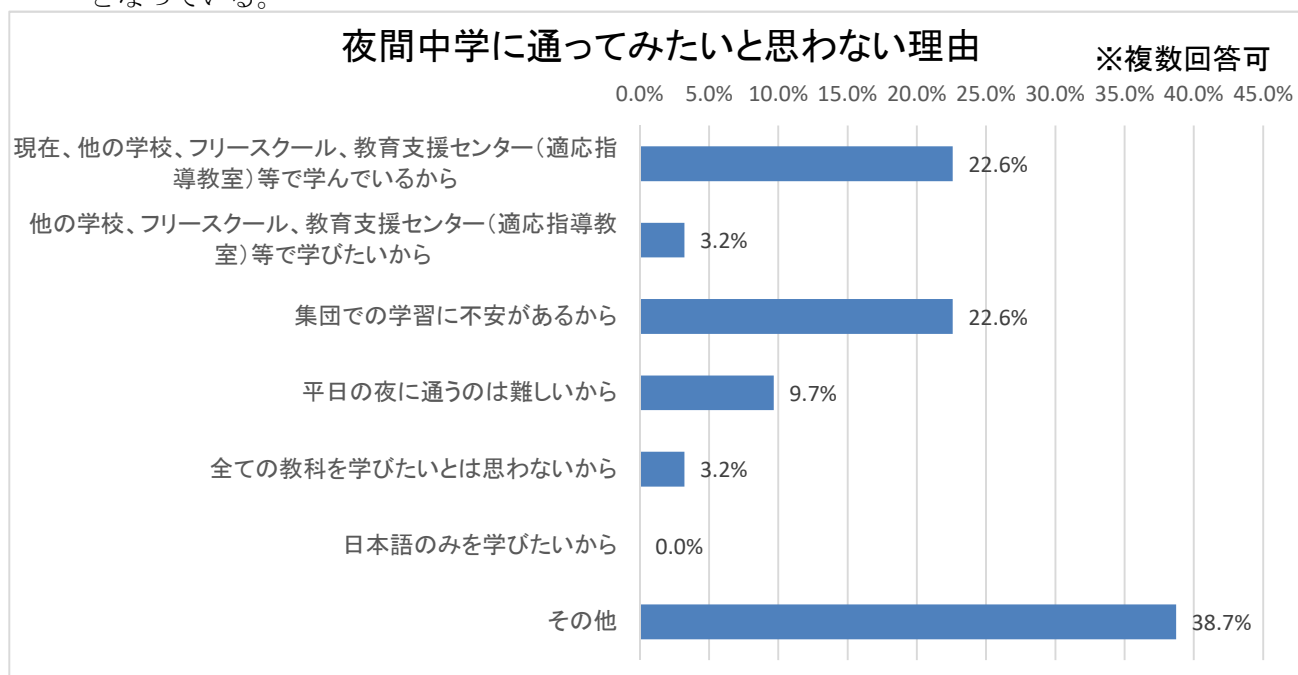
○夜間中学に通いたい理由

「夜間中学があった場合、通ってみたい」と答えた人の理由としては、「中学校段階の学力を身に付けたいから」が24.1%で最も高く、次いで「働くために不便がないようにしたいから（18.4%）」、「友達をつくりたいから（13.8%）」となっている。



○夜間中学に通ってみたいと思わない理由

「夜間中学があった場合、通ってみたいと思わない」と答えた人の理由としては、「その他」が38.7%で最も高く、次いで「現在、他の学校、フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）等で学んでいるから（22.6%）」、「集団での学習に不安があるから（22.6%）」となっている。



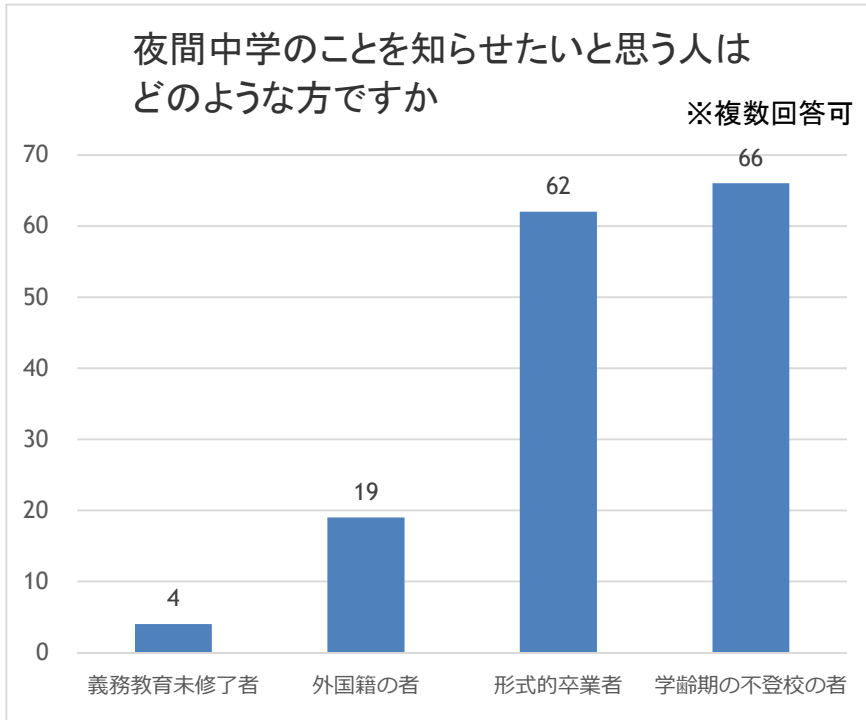


(2) 支援者用アンケート

支援者用調査の回答216件のうち、「夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか」という質問に対し、「思いあたる人がいる／場所（団体、職場など）がある」という回答が59件、「身近にいる」という回答が50件寄せられた。

夜間中学のことを知らせたいのはどのような者かについては、①義務教育未修了者4件、②外国籍の者19件、③入学希望既卒者62件、④不登校となっている学齢生徒66件となっている。

夜間中学のことを知らせたい者の年代は10代が66件、20代が19件、30代が14件、40代が6件、50代が4件、60代以上が7件となっている。



# 令和2年度学校給食における県内産食材の使用状況及び取組について

令和3年5月21日  
 体育保健課

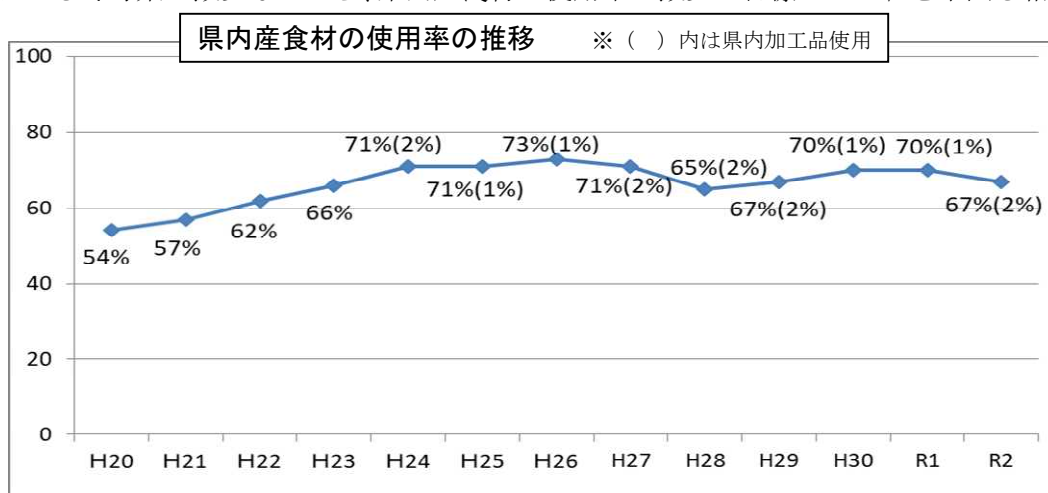
学校給食における県内産食材の使用状況等について、次のとおり、令和2年度の状況を取りまとめましたので報告します。

## 1 県内産食材の使用状況

### (1) 学校給食用食材の生産地別使用状況調査結果

令和2年度の県内産食材の使用率は67%（うち県内加工品使用率は2%）であった。また、調査対象44品目のうち、県内産使用率100%の食材は15品目であった。

令和2年度は、学校臨時休業の影響があった令和元年度に比べ県産品使用量は増加（約49,500Kg）しているが、気温の急上昇によるじゃがいもの収穫量の減少や残暑によりたまねぎに傷みがでたことに加え、降雪の影響による冬野菜の減少などから、県内産食材の使用率が減少し目標の70%を下回る結果となった。



### (2) 調査対象44品目以外の県内産食材の活用事例

- 地元のお米や地元ブランド米の活用（きぬむすめ、海藻米）。
- 地域生産者が栽培した野菜類や加工品の活用（小松菜、チンゲンサイ、アスパラガス、らっきょう等）。
- 休耕田を活用して養殖されたホンモロコや、地元養殖場のやまめの活用。
- 各地元の漁港と連携した水産物の活用（わかめ、いわし、はまち、さわら、たこ、鯛、境港サーモン等）。
- ジビエ（シカ肉・イノシシ）の活用については、15市町村（鳥取市、八頭町、智頭町、若桜町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町、三朝町、南部町、大山町、伯耆町、日吉津村、日南町、日野町、江府町）と令和元年度（13市町村）と比較して増加。

## 2 令和2年度の主な取組

- 学校給食関係者、関係機関を対象とした県産品利用（地産地消）推進会議の開催（6月）
- 栄養教諭等を対象とした地場産物を活用した学校給食調理講習会の開催（11月）
- 食育の日（毎月19日）、食育月間、とっとり県民の日、全国学校給食週間等の取組を通じ、県内産食材を活用した学校給食の提供と、献立を活用した食に関する指導を推進

## 3 今後の取組

- 県産品利用（地産地消）推進会議の開催（6月以降）
- 栄養教諭等を対象とした地場産物を活用した学校給食調理講習会の開催
- 県農林水産部と連携した星空舞を学校給食に活用する「星空舞週間」の実施（7月と1月の年2回）
- 身近な地域の産業や食文化への理解を深め、郷土を大切に作る心を育むよう、県内産食材を活用した食に関する指導の充実

【食のみやこ食育プラン】 学校給食用食材の県産品利用率

H30～R5	70%以上で向上を図る
H25～H29	60%以上で向上を図る（達成）

令和2年度 学校給食用食材の生産地別使用状況調査(市町村別)

米、麦、牛乳を除く主な使用食材44品目の使用実態を使用重量の割合でまとめたものである。

令和2年度 全期累計

区 分		県 産 品 利 用								そ の 他				計
		<地産地消> ①県内産(原材料)		県内加工				県産品利用合計		④国内産(原材料)		⑤外国産(原材料)		
		使用量(kg)	使用比率	②原材料:国内産		③原材料:外国産		使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率	
				使用量(kg)	使用比率	使用量(kg)	使用比率							
鳥取市	鳥取地域	175,990	49%	3,599	1%	5,378	2%	184,967	52%	171,174	48%	0	0%	356,141
	国府	25,016	73%	854	2%	0	0%	25,870	75%	8,428	25%	51	0%	34,350
	河原	19,055	72%	1,234	5%	860	3%	21,150	80%	5,200	20%	0	0%	26,349
	気高	16,007	79%	466	2%	0	0%	16,473	81%	3,845	19%	47	0%	20,365
	鹿野	6,009	74%	326	4%	59	1%	6,394	78%	1,775	22%	0	0%	8,169
	青谷	6,941	60%	384	3%	906	8%	8,231	71%	3,393	29%	12	0%	11,637
	合計	249,019	54%	6,863	2%	7,203	2%	263,085	58%	193,816	42%	110	0%	457,010
米子市		213,770	64%	3,227	1%	2,943	1%	219,940	66%	111,813	34%	166	0%	331,919
倉吉市		85,222	63%	0	0%	4,199	3%	89,421	66%	45,151	34%	0	0%	134,572
境港市		43,082	57%	194	0%	0	0%	43,276	58%	31,954	42%	0	0%	75,230
八頭町		23,280	66%	173	0%	767	2%	24,219	69%	10,855	31%	0	0%	35,075
智頭町		9,390	66%	339	2%	0	0%	9,729	69%	4,467	31%	0	0%	14,196
岩美町		23,716	92%	0	0%	0	0%	23,716	92%	2,194	8%	0	0%	25,910
若桜町		3,992	73%	0	0%	0	0%	3,992	73%	1,490	27%	0	0%	5,483
湯梨浜町	羽合	30,624	73%	1,677	4%	251	1%	32,552	77%	9,443	22%	121.47	0%	42,117
	泊	3,302	87%	0	0%	47	1%	3,349	88%	457	12%	1	0%	3,807
	合計	33,926	74%	1,677	4%	298	1%	35,901	78%	9,900	22%	123	0%	45,924
三朝町		16,725	94%	0	0%	80	0%	16,805	95%	900	5%	0	0%	17,705
北栄町		44,586	92%	1,052	2%	248	1%	45,886	95%	2,392	5%	18	0%	48,296
琴浦町		27,203	73%	0	0%	2,384	6%	29,587	79%	7,731	21%	0	0%	37,318
大山町	中山	6,969	90%	0	0%	0	0%	6,969	90%	800	10%	0	0%	7,769
	名和	12,234	91%	0	0%	0	0%	12,234	91%	1,199	9%	0	0%	13,433
	大山	12,251	83%	0	0%	0	0%	12,251	83%	2,446	17%	0	0%	14,697
	合計	31,454	88%	0	0%	0	0%	31,454	88%	4,445	12%	0	0%	35,899
日吉津村		4,711	82%	38	1%	0	0%	4,749	82%	1,030	18%	0	0%	5,779
伯耆町		27,754	91%	0	0%	0	0%	27,754	91%	2,746	9%	0	0%	30,500
南部町	西伯	15,018	88%	10	0%	0	0%	15,028	88%	1,992	12%	0	0%	17,020
	会見	9,693	90%	43	0%	0	0%	9,735	91%	912	8%	81.5	1%	10,728
	合計	24,711	89%	53	0%	0	0%	24,764	89%	2,903	10%	81.5	0%	27,748
江府町		3,324	73%	0	0%	0	0%	3,324	73%	1,227	27%	0	0%	4,551
日野町		3,608	73%	0	0%	261	5%	3,869	78%	1,064	22%	10	0%	4,943
日南町		5,560	77%	0	0%	408	6%	5,968	83%	1,228	17%	0	0%	7,196
総合計		875,032	65%	13,615	1%	18,790	1%	907,438	67%	437,307	33%	508	0%	1,345,253

県産品利用計 (①+②+③)	使用量 (kg)	<b>907,438</b>	使用比率	<b>67%</b>
-------------------	-------------	----------------	------	------------

※個々のデータを四捨五入で入力しているため、合計が100%にならない場合や合計値に若干誤差が生じる場合があります。

令和2年度 学校給食用食材の生産地別使用状況調査(食材別)

令和2年度 全期累計

区分	県産品利用								その他				計	
	<地産地消> ①県内産(原材料)		県内加工				県産品利用計		④国内産(原材料)		⑤外国産(原材料)			
	使用量 (kg)	使用比率 (%)	②原材料:国内産		③原材料:外国産		使用量 (kg)	使用比率 (%)	使用量 (kg)	使用比率 (%)	使用量 (kg)	使用比率 (%)		
			使用量 (kg)	使用比率 (%)	使用量 (kg)	使用比率 (%)								
野菜類等	大根	57,817	71%	0	0%	0	0%	57,817	71%	23,690	29%	0	0%	81,507
	にんじん	39,095	31%	43	0%	0	0%	39,137	31%	87,626	69%	0	0%	126,763
	白菜	32,375	69%	0	0%	0	0%	32,375	69%	14,789	31%	0	0%	47,164
	キャベツ	74,928	50%	0	0%	0	0%	74,928	50%	74,961	50%	0	0%	149,889
	ほうれん草	26,763	88%	0	0%	0	0%	26,763	88%	3,523	12%	0	0%	30,286
	ネギ	8,379	58%	0	0%	0	0%	8,379	58%	6,125	42%	0	0%	14,504
	白ネギ	58,568	100%	0	0%	0	0%	58,568	100%	236	0%	0	0%	58,804
	きゅうり	33,073	73%	0	0%	0	0%	33,073	73%	12,515	27%	0	0%	45,588
	トマト	4,292	73%	0	0%	0	0%	4,292	73%	1,583	27%	0	0%	5,875
	じゃがいも	18,483	21%	0	0%	0	0%	18,483	21%	68,532	79%	82	0%	87,097
	さといも	15,350	99%	0	0%	0	0%	15,350	99%	132	1%	0	0%	15,482
	さつまいも	23,578	90%	198	1%	0	0%	23,776	91%	2,415	9%	0	0%	26,191
	たまねぎ	73,246	40%	0	0%	0	0%	73,246	40%	110,025	60%	0	0%	183,271
	かぼちゃ	10,130	81%	767	6%	37	0%	10,934	87%	1,446	12%	125	1%	12,505
	ブロッコリー	28,712	97%	0	0%	0	0%	28,712	97%	751	3%	0	0%	29,463
	ながいも	10,075	99%	0	0%	0	0%	10,075	99%	132	1%	0	0%	10,207
たけのこ	13,456	100%	0	0%	0	0%	13,456	100%	0	0%	0	0%	13,456	
小計	528,319	56%	1,008	0%	37	0%	529,364	56%	408,479	44%	207	0%	938,050	
果物	りんご	1,664	73%	0	0%	0	0%	1,664	73%	615	27%	0	0%	2,279
	なし	7,071	100%	0	0%	0	0%	7,071	100%	0	0%	0	0%	7,071
	柿	1,976	100%	0	0%	0	0%	1,976	100%	0	0%	0	0%	1,976
	ぶどう	444	100%	0	0%	0	0%	444	100%	0	0%	0	0%	444
	みかん	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	640	100%	0	0%	640
	メロン	2,946	98%	0	0%	0	0%	2,946	98%	60	2%	0	0%	3,006
	いちご	429	100%	0	0%	0	0%	429	100%	0	0%	0	0%	429
	小計	14,531	92%	0	0%	0	0%	14,531	92%	1,315	8%	0	0%	15,846
魚介類	トビウオ	4,974	96%	98	2%	0	0%	5,072	98%	123	2%	0	0%	5,195
	カレイ	6,920	100%	0	0%	0	0%	6,920	100%	0	0%	0	0%	6,920
	イカ	2,791	100%	0	0%	0	0%	2,791	100%	5	0%	0	0%	2,796
	アジ	13,571	92%	0	0%	0	0%	13,571	92%	1,093	7%	103	1%	14,767
	白ハタ	6,262	100%	0	0%	0	0%	6,262	100%	0	0%	0	0%	6,262
	小計	34,518	96%	98	0%	0	0%	34,616	96%	1,221	3%	103	0%	35,940
豆類	大豆	7,936	97%	6	0%	43	1%	7,984	98%	192	2%	0	0%	8,176
	豆腐	36,793	81%	280	1%	8,238	18%	45,310	100%	90	0%	0	0%	45,400
	油揚げ	4,829	78%	0	0%	932	15%	5,761	93%	441	7%	0	0%	6,202
	みそ	24,748	95%	0	0%	1,108	4%	25,856	100%	36	0%	87	0%	25,978
	おから	918	70%	0	0%	399	30%	1,317	100%	0	0%	0	0%	1,317
	小計	75,222	86%	285	0%	10,721	12%	86,228	99%	759	1%	87	0%	87,074
食肉類	牛肉(含ミンチ)	30,022	96%	0	0%	0	0%	30,022	96%	1,407	4%	0	0%	31,428
	豚肉(含ミンチ)	50,344	73%	9,405	14%	0	0%	59,748	87%	8,903	13%	0	0%	68,652
	鶏肉(含ミンチ)	76,512	85%	2,157	2%	2,943	3%	81,612	90%	8,624	10%	0	0%	90,236
	小計	156,877	82%	11,562	6%	2,943	2%	171,382	90%	18,934	10%	0	0%	190,316
キノコ類	えのき	11,012	68%	0	0%	0	0%	11,012	68%	5,278	32%	0	0%	16,290
	しいたけ(生)	1,007	97%	0	0%	0	0%	1,007	97%	33	3%	0	0%	1,040
	干し椎茸	849	100%	0	0%	0	0%	849	100%	0	0%	0	0%	849
	なめこ	2,385	81%	0	0%	0	0%	2,385	81%	567	19%	0	0%	2,952
	小計	15,252	72%	0	0%	0	0%	15,252	72%	5,879	28%	0	0%	21,131
その他	鶏卵	11,065	94%	0	0%	0	0%	11,065	94%	671	6%	0	0%	11,736
	煮干し	6,667	99%	96	1%	0	0%	6,763	100%	0	0%	0	0%	6,763
	しょうゆ	32,581	85%	567	1%	5,090	13%	38,237	100%	49	0%	111	0%	38,397
	小計	50,312	88%	663	1%	5,090	9%	56,065	99%	720	1%	111	0%	56,896
合計	875,032	65%	13,615	1%	18,790	1%	907,438	67%	437,307	33%	508	0%	1,345,253	

県産品利用 計(①+②+③)	使用量 (kg)	907,438	使用比率 (%)	67%
----------------	----------	---------	----------	-----